

一般社団法人 蒲郡市観光協会 定款

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

協会は、一般社団法人蒲郡市観光協会（以下「協会」という。）と称する。

第 2 条 (事務所)

協会は、主たる事務所を愛知県蒲郡市元町 1 番 3 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 (目的)

協会は、蒲郡市及び蒲郡市を中心とする地域の観光事業の振興を推進するとともに観光地、特産品等の紹介及び観光客の誘致を図ることで、地域の活性化と地域産業及び地域経済の発展並びに農林水産業の振興、文化の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条 (事業)

協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光宣伝及び観光客誘致促進に関する事業
- (2) 観光資源の保全及び美化に関する事業
- (3) 観光施設の管理運営に関する事業
- (4) 観光関係者の資質向上に関する事業
- (5) 観光事業関係諸機関及び団体との連携に関する事業
- (6) 観光情報収集及び提供に関する事業
- (7) 観光特産品・観光土産品等の PR 及び販売に関する事業
- (8) 蒲郡市からの業務受託等に関する事業
- (9) 有料レンタサイクル及びコインロッカー等の物品貸付業
- (10) 観光案内所の運営
- (11) 蒲郡市のセールスプロモーションの企画、制作、運営事業
- (12) 自家用自動車有償貸渡業（レンタカー業）
- (13) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

第5条（協会の構成員）

- 1 協会の構成員は、次の各号に掲げる者（以下「会員等」という。）とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - （1）正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は法人並びに団体
 - （2）賛助会員 協会の事業を賛助するために入会した個人又は法人並びに団体
 - （3）特別会員 協会に功労のあった者及び学識経験者等で総会において推薦された個人又は法人並びに団体

第6条（会員の資格の取得）

- 1 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める「会員規程」所定の申込書を会長に提出するものとする。
- 2 入会は、正会員においては総会で、賛助会員及び特別会員においては理事会でその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

第7条（会費）

- 1 正会員は協会の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。
- 2 賛助会員は協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める「会員規程」所定の会費を支払わなければならない。

第8条（任意退会）

会員等は、理事会において別に定める「会員規程」所定の退会届を理事会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

会員等が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議（総正会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上の議決）によって当該会員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則及び規程に違反したとき
- （2）協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（会員資格の喪失）

前2条の場合のほか、会員等は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき

- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 総会

第11条（構成）

総会は、すべての正会員をもって構成する。

第12条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
- (7) その他総会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

第13条（総会の種類と開催）

- 1 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とする。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
 - (3) 監事から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

第14条（総会の招集）

- 1 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が、書面によって又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

4 前条3項第2号の請求をした正会員は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

第15条（議長）

総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし会長に事故があるとき又は欠員の場合は予め会長が定めた順位により副会長があたる。

第16条（定足数と議決権）

1 総会は総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

第17条（決議）

1 総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし議長は正会員として決議に加わることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、以下の事項及び法人法第49条第2項に規定する事項については総会の特別決議（総正会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上の議決）によって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は代理人によって議決権を行使することができる。この場合その正会員は出席したものとみなす。

5 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

6 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

す

第18条（議事録）

- 1 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第19条（総会運営）

総会におけるその他の事項は、総会において承認された「総会運営規程」に従う。

第5章 役員

第20条（役員の設置）

- 1 協会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上
 - (2) 監事1名以上
- 2 理事のうち1名を会長とし、4名以内を副会長とする。
- 3 理事のうち、1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。
- 4 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とする。

第21条（役員の選任）

- 1 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

第22条（理事の職務権限）

- 1 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事及び常務理事は会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づいて業務を分担して処理し事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 5 会長は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第23条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第24条（役員の任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第25条（役員の解任）

理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会の特別決議（総正会員の半数以上であって総議決権の3分の2以上の議決）によって行わなければならない。

第26条（役員の報酬等）

- 1 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において承認された「役員報酬規程」の範囲内で報酬等を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
- 3 費用の弁償については、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

第27条（取引の制限）

- 1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - （1）自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引
 - （2）自己又は第三者のためにする協会との取引
 - （3）協会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における協会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第28条（役員等の法人に対する責任の免除）

協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる

損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事の過半数の同意により、免除することができる。

第 6 章 理事会

第 29 条（構成）

- 1 協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第 30 条（権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- （１）協会の業務執行の決定
- （２）規則及び規程の制定、変更及び廃止
- （３）理事の職務の執行の監督
- （４）会長及び副会長、専務理事及び常務理事の選定と解職

第 31 条（招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた順位により、副会長が招集する。

第 32 条（議長）

- 1 理事会の議長は、会長とする。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会であらかじめ定めた順位により、副会長が議長となる。

第 33 条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

第 34 条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第35条（理事会運営）

理事会におけるその他の事項は、総会において承認された「理事会運営規程」によるものとする。

第7章 資産及び会計

第36条（事業年度）

協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第37条（事業計画及び収支予算）

- 1 協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の承認を受けた書類については、定時総会に提出し承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

第38条（事業報告及び決算）

- 1 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - （1）事業報告
 - （2）事業報告の附属明細書
 - （3）貸借対照表
 - （4）損益計算書（正味財産増減計算書）
 - （5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - （6）財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第39条（定款の変更）

この定款は、総会の決議によって変更することができる。

第40条（解散）

協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第41条（剰余金の分配）

協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第42条（残余財産の帰属）

協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第43条（事務局）

- 1 協会に事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。ただし、事務局長については理事会の決議を経なければならない。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、会長が理事会の決議を経て別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報保護

第44条（公告の方法）

協会の公告は、協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第45条（情報公開）

- 1 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第46条（個人情報の保護）

- 1 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 雑則

第 4 6 条（委任）

この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則 1

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 2 1 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 1 0 6 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- ・令和 6 年 6 月 7 日、事業の追加を施行する。
- ・令和 7 年 3 月 25 日、目的の改変を施行する。

代表理事 杉山和弘 印